

## パソコン室（情報基盤システム）利用申し合わせ

〔平成18年9月8日  
制 定〕

（趣旨）

- 1 情報基盤システムの情報教育用パソコンを設置している講義室（以下「パソコン室」の利用については、この申し合わせの定めるところによる。ただし、図書館に設置のパソコンの利用については、別に定める。

（利用目的）

- 2 パソコン室は、本学学生の教育（自習を含む。）を目的とする。

（管理者）

- 3 パソコン室の利用に関する管理者（以下「管理者」という。）は別表1のとおりとする。

（利用者の範囲）

- 4 パソコン室を利用することができる者（「以下、利用者という。）は、次の各号に掲げる者とする。

- (1) 本学の学生
- (2) 本学の職員
- (2) その他各部局等の管理者が適当と認めた者

（利用日時）

- 5 利用可能な日時は、土曜日、日曜日、祝祭日を除く8時30分から17時までとする。ただし、管理者が必要と認めた場合はこの限りでない。

（利用の許可）

- 6 利用者は、原則として利用予定日の前日までに「パソコン室（情報基盤システム）利用申請書」（別紙）を利用しようとするパソコン室を管理している管理者に提出し、許可を受けなければならない。

ただし、本学の学生が、自習を目的として利用する場合は、この限りでない。

また、利用の許可を受けた者がその利用予定の日時を変更し、又は利用を中止しようとするときは、管理者に申し出なければならない。

（利用許可の取消し等）

- 7 次の各号の一に該当する場合は、利用の許可を取り消し、又は利用を中止させることがある。

- (1) 管理者が他の教育研究等で優先的に利用させるため必要があると判断したとき。
- (2) 利用者がこの内規に違反し、本学の指示に従わないとき。

（入退室）

- 8 パソコン室の入退室は、次の要領で行うものとする。

- (1) 本学の学生は、入退室管理システムにより入退室の管理を行うこと。
- (2) その他の者は、原則として鍵を利用して入退室の管理を行うこと。

（利用者の遵守義務）

- 9 利用者は、この内規及び利用上の注意事項を遵守するとともに、パソコン室の施設、設備等の保全及び秩序の維持に努めなければならない。

（損害賠償）

- 10 利用者は、故意又は過失により施設、設備等をき損し、又は滅失したときは、愛媛大学の指示に従い、損害を賠償しなければならない。

（その他）

- 11 この申合せに定めるもののほか、パソコン室の利用に関し必要な事項は、別に定めることができる。

附 則

この申合せは、平成18年10月1日から施行する。